

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の
日台若手研究者共同研究事業の実施に関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会（以下「両協会」という。）は、日本と台湾の相互理解と知的交流を更に増進させ、共通の諸課題における日台協力の可能性を探ることを目的とし、「日台若手研究者共同研究事業」の実施に関して相互に協力することにつき、以下の共通認識に達した。

1. 日台双方の研究者（学識経験者、専門家を含む。）が参加する「日台若手研究者共同研究事業」を立ち上げ、日台共同研究委員会（以下「委員会」という。）において、諸課題に関する共同研究を行う。
2. 「日台若手研究者共同研究事業」の実施期間は、署名の日から2021年3月31日までとする。本件事業の実施期間は、両協会の協議により変更することができる。
3. 委員会の構成は以下のとおりとする。
 - (1) 公益財団法人日本台湾交流協会理事長と台湾日本関係協会会長が委員会の共同委員長を務め、委員会の運営に関する重要な決定は両委員長の合意によって行う。
 - (2) 委員会は、両委員長のほか、日本と台湾の学識経験者あるいは専門家各15名の32名で構成される。
 - (3) 委員会は、異なるテーマごとに研究グループを設置することができる。各研究グループのテーマ及び構成は別途定める。
 - (4) 委員会に参加する学識経験者・専門家は、原則として、45歳以下の若手研究者とする。
 - (5) 公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が委員会の事務局となり、委員会の運営に係る各種の調整を行う。
 - (6) 委員会は、必要な専門知識を有する関係機関の代表者又は学識経験者をオブザーバーとして会合に招請することができる。
4. 委員会は以下の活動を行う。
 - (1) 委員会は、原則として毎年一回、日本と台湾で交互に全体会合を行う。共同委員長が必要と認める場合には、臨時全体会合を開催することができる。
 - (2) 委員会の全体会合は、「日台若手研究者共同研究事業」の実施に係る基本方針について討議し、かつ、本覚書3.（3）

に基づき設置される各研究グループの研究進捗状況に関する報告を聴取する。

- (3) 各研究グループは、原則として毎年一回、グループごとに中間会合を開催し、研究の進捗状況を確認する。中間会議の開催時期及び場所は、両協会間の協議を通じて決定する。委員長は、必要に応じ各研究グループから報告を受けることができる。
- (4) 委員会は、2021年2月28日までに「日台若手研究者共同研究事業」最終報告書を両協会に提出する。また、委員会は、2019年度後半の然るべき時期に、中間報告書を両協会に提出する。
5. 両協会は、「日台若手研究者共同研究事業」から生じる知的所有権又は所有権的性格を有する他の権利の十分かつ効果的な保護を確保する。
6. 本覚書に基づく協力は、署名の日から開始することとし、両協会のいずれか一方が相手方に対し、90日前までに書面による通告を行うことによって終了させることができる。
7. 本覚書の修正は、両協会が書面により協議してこれを定めることとする。
8. 本覚書の事項に疑義を有する場合は両協会の協議による。

この覚書は、日本語及び中国語により各2部が作成され、2018年11月30日に台北で署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会代表

大橋光夫

(大橋光夫 会長)

台湾日本関係協会代表

邱義仁

(邱義仁 会長)

